平成２３年（フ）第４２８号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡85番地
債務者　鶴町　広行
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南屋敷181番地
債務者　赤田　ルミ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１１号
愛知県一宮市三条字新15番地１　レインボー三条1303号
債務者　三谷　道男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９５号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字白味才27番地２
債務者　リビングダブルこと西原こと　韓　英弘
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５８号
京都市伏見区深草秡川町19番地１　ＤＪパレス稲荷108号
債務者　岩崎真由美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
京都市下京区高辻通大宮西入坊門町832番地イツワマンション303
債務者　倉本　太輔
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２５号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１21棟306号
債務者　森本　広美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５７号
京都市東山区今熊野宝蔵町49番地
債務者　木村　薗子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６１号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　４棟503号
債務者　松元　　修
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６２号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　４棟503号
債務者　松元　美香
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
香川県小豆郡小豆島町福田乙93番地26
債務者　田村　滋子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０８号
香川県高松市塩江町安原下第１号937番地１
債務者　土居　和代
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
大分県玖珠郡玖珠町大字岩室2543番地の１
債務者　宮川　春美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４３号
大分県日田市若宮町２番29号　イーストタウン№.２－７号
債務者　髙村　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６８０号
仙台市若林区若林５丁目７番13号　コーポ伊藤102
債務者　文堂　修司
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０２号
宮城県宮城郡利府町菅谷字赤萱41番地41
債務者　佐々木龍治
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９５号
宮城県岩沼市桜４丁目８番１―102号、従前の住所宮城県名取市那智が丘１丁目16番地の５
債務者　眞壁　克巳
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係